



グリーン調達ガイドライン

(2024.05版)



アネスト岩田株式会社

1. 環境活動への取り組み

1.1 基本方針

当社（アネスト岩田及び子会社、関連会社を含む）は、アネスト岩田フィロソフィの基本方針に基づいて環境活動を推進していきます。

アネスト岩田フィロソフィ 企業統治の基本方針（抜粋）

第2条 基本方針

環境

地球環境問題に対する活動を社会的使命と認識し、環境方針を定め、環境負荷の低減に努める。また、お客様の環境負荷の低減を目的とする製品開発をすすめ、社会に貢献する。

1.2 環境活動スローガン

『▶未来の環境=私たちが責任者』

1.3 環境方針

地球環境に与える影響を常に認識し、環境汚染防止を継続的に推進する。

- 環境汚染防止
- 温室効果ガスの削減
- 循環型社会の形成

具体的な活動方針は、中期経営計画・年度計画による。

2. グリーン調達について

2.1 目的

当社は、アネスト岩田フィロソフィで示しているとおり、自らの経営活動において環境配慮の観点から環境負荷の少ない製品・サービスを提供していくことで、将来の環境問題の解決に貢献していくことを方針のひとつとしています。

この方針のもと、環境負荷の少ない製品・サービスの提供を実現していくために、より環境負荷の低減が推進できる部品・材料などを調達していきます。

2.2 適用範囲

原材料・部品・機械・設備など、当社が購入・調達するすべての調達品とします。

なお、具体的事例を下記に示します。

- A) 当社製品・サービスに係る、部品・材料・副資材など。
- B) 当社の事業活動で使用する、事務用品・帳票類・作業服・印刷物など。

2.3 使用禁止化学物質

「別表1 使用禁止化学物質リスト」に、調達品に含有してはならない化学物質の情報を提示します。

また、これら化学物質は、当社へ納品されるまでの保管・輸送等の段階も対象として含みます。

2.4 取引先様へのお願い事項

2.4.1 アネスト岩田グリーン調達ガイドラインに準じた環境経営の推進

本ガイドラインと連動する形で、以下の調達基準に準じた環境経営を、より積極的に推進されている取引先様から優先してお取引を進めさせていただきます。

本事項をご理解いただき、ご協力賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

- A) ISO14001：2015やそれに準じる環境マネジメントシステムが構築・運用されていること。
- B) 省エネルギー・省資源化、温室効果ガスの削減、化学物質の削減、3Rの推進などに取り組まれていること。
- C) 梱包・輸送資材、輸送などにも環境配慮されていること。
- D) 環境情報を積極的に公開していること。
- E) 取引先様の関係先へも、グリーン調達を展開されていること。

2.4.2 当社への納入品における化学物質管理の推進

- A) 取引先様における環境配慮は、購買取引基本契約書の中でお願いしています。具体的な運用管理は、不含有保証書や環境保全活動の状況確認シートで行います。また、不含有管理については、取引先様にて保証していただきます。
- B) 当社からの購入仕様を使用禁止物質の不含有としている場合、不含有保証書およびエビデンスにて確認と管理を行います。不含有調査として、これら文書類のご提出をお願いする場合があります。
- C) 化学物質の含有情報を収集する際は、経済性、工業技術的見地から合理的な範囲で最善の手段をご採用ください。
- D) 最新の法規制の適応や順法情報の伝達においては、信頼性・効率性・共通性・使い勝手を考慮し、chemSHERPAによる情報提供へのご協力をお願いいたします。

2. グリーン調達について

2.4 取引先様へのお願い事項（前ページからの続き）

2.4.3 変更が生じた場合の対応

取引先様において、4M（使用材料、製法、製造場所、主要な生産設備、製造上の責任者等）変更が発生した場合、変更内容と影響範囲の情報を連携いただきます。

また、化学物質の含有情報に関しても、新たな含有が判明した場合や、既に報告された内容に変更が生じた場合も同様とします。

- ※ 「不含有」とは、意図的な添加または不純物等の非意図的混入にかかわらず、当該化学物質の含有が無い、または、所定の閾値以下であることが、合理的な手続きにより明らかになっている場合を示します。
- ※ 「エビデンス」とは、含有成分の分析結果、chemSHERPA、材料証明、SDS等を指します。
- ※ 「chemSHERPA」とは、経済産業省が開発・普及を進めている製品含有化学物質情報伝達スキームを指します。
(chemSHERPAウェブサイト <https://chemsherpa.net/>)

別表1 使用禁止物質リスト

国内外の法規制等により、使用が原則的に禁止されている使用禁止物質の各物質名とその代表的な管理値及び参照法令を示します。

No.	物質名	別名	閾値等	参照法令
1	黄リンマツチ	白リン	禁止	安衛法：製造禁止物 毒劇法：毒物
2	ハングジノンおよびその塩	4,4'-ジブタジニル-1,1'-ビフェニル	禁止	安衛法：製造禁止物質
3	4-アミノフェニルおよびその塩	92-67-1	禁止	安衛法：製造禁止物質
4	4-ニトロフェニルおよびその塩		禁止	安衛法：製造禁止物質
5	ビス(クロロメチル)エーテル	ジビス(クロロメチル)シメチルクロロメチルエーテル ビスクロロメチルエーテル ジビスクロロメチル	禁止	安衛法：製造禁止物質
6	β-ナフチルアミンおよびその塩	2-ナフチルアミン 2-アミノナフタリン	禁止	安衛法：製造禁止物質
7	ハングゼン含有するゴムのり (ハングゼンの容量が5%を超えるもの)		禁止	安衛法：製造禁止物質
8	ポリ塩化ビフェニル	PCB、PCBS	意図的使用禁止	化審法： 第一種特定化学物質
9	ポリ塩化ナフタリン(塩素数が2以上)		意図的使用禁止	化審法： 第一種特定化学物質
	ポリ塩化ナフタリン(塩素数が1以上)		意図的使用禁止	POPs規制

別表1 使用禁止物質リスト（前ページからの続き）

No.	物質名	別名	閾値等	参照法令
10	短鎖型塩化パラフィン	塩素化パラフィン（短鎖） （C=10-13）	1000ppm	REACH/SVHC
11	カドミウム及びその化合物		0.01wt% （100ppm）	RoHS,ELV
12	六価クロム化合物		0.1wt% （1000ppm）	RoHS,ELV
13	鉛及びその化合物		0.1wt% （1000ppm）	RoHS,ELV
14	水銀及びその化合物		0.1wt% （1000ppm）	RoHS,ELV
-	No.11～14四重金属		梱包材は意図的使用禁止、目付構成する部材の質量を分母として総合計100ppm未満であること。	
15	ポリ臭化ビフェニル	PBB類	0.1wt% （1000ppm）	RoHS
16	ポリ臭化ジフェニルエーテル	PBDE類	0.1wt% （1000ppm）	RoHS
17	フタル酸ジニエチルヘキシル	DEHP	0.1wt% （1000ppm）	RoHS
18	フタル酸ブチルベンジル	BBP	0.1wt% （1000ppm）	RoHS
19	フタル酸ジブチル	DBP	0.1wt% （1000ppm）	RoHS
20	フタル酸ジイソブチル	DIBP	0.1wt% （1000ppm）	RoHS
21	ビス（トリブチルスズ）=梓シズ	TBTO	意図的使用禁止	化審法： 第一種特定化学物質
22	トリブチルスズ類	TBR類	意図的使用禁止	
23	トリフェニルスズ類	TPT類	意図的使用禁止	
24	石綿	アスベスト	意図的使用禁止	安衛法：製造禁止物質 1000ppm未満
25	アゾ染料・顔料		意図的使用禁止	
26	カーボン層破壊物質		意図的使用禁止	
27	放射性物質		意図的使用禁止	
28	デカブロムジフェニルエーテル	DecaBDE	使用禁止	TSCA / REACH

別表1 使用禁止物質リスト（前ページからの続き）

No.	物質名	別名	閾値等	参照法令
29	PFOA(ヘフルオロオクタン酸)とその塩及びPFOA関連物質	PFOA	意図的な使用を禁止かつPFOA及びその塩は0.025ppm(25ppb)以下 PFOA関連物質は合計1ppm(1,000ppb)以下	化審法： 第一種特定化学物質
30	ホトリ塩化ターフェニル（PCT類）	PCT	意図的な使用を禁止ただし、機器は50ppm	PIC条約 / REACH
31	PFOS/PFOS類縁化合物	PFOS	意図的使用禁止	化審法： 第一種特定化学物質
32	2-(2H-1,2,3-ヘンソトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェニル	C ₂₀ H ₂₅ N ₃ O	意図的使用禁止	化審法： 第一種特定化学物質
33	ヘキサクロロベンゼン	HCB	意図的使用禁止	化審法： 第一種特定化学物質
34	フマル酸ジメチル	DMF	0.1ppm	REACH
35	ヘキサブロモシクロデカン	HBBD	意図的使用禁止	化審法： 第一種特定化学物質
36	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェニル	TTBP	意図的使用禁止 かつ3,000ppm	化審法： 第一種特定化学物質
37	リン酸トリアリールイソプロピル化物	PIP	使用禁止	TSCA
38	ヘンタクロロフェニル	PCTP	意図的使用禁止 かつ10,000ppm	TSCA
39	ヘキサクロロブタジエン	HCBD	意図的使用禁止	化審法： 第一種特定化学物質
40	フル/ホリフル和アルキル化合物	PFAS	意図的使用禁止	REACH
41	ヘフルオロヘキサフルオロリン酸(PFHxS)とその塩及びPFHxS関連物質	PFHxS	意図的な使用を禁止かつPFHxS及びその塩は0.025ppm(25ppb)以下 PFHxS関連物質は合計1ppm(1,000ppb)以下	化審法： 第一種特定化学物質